

おばこく 通信

10/23
発行
NO.6

令和6年

国土交通省 山形河川国道事務所
尾花沢国道維持出張所

TEL 0237-23-2521
FAX 0237-23-2523
HPアドレス

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/obaiji/>

▽ 特殊車両の取締実施

10月10日(木)国道47号線長尾トンネル駐車帯において特殊車両の通行取締を実施しました。特殊車両での通行違反は重大な事故や道路の損傷になりかねません。ルールを守り安全な通行をお願いいたします。



特殊車両とは ▶▶▶

特殊車両(道路を一定の大きさや重さを超える車両(※図))を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から原則として禁止されています。過積載車両(法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる)は、カーブを曲がりきれなかったり、荷物が落下したりする恐れがあり大事故になりかねません。また、過積載は道路の損傷にもつながります。そのため、やむを得ず特殊車両で通行しなければならない際は、道路管理者より**特殊車両通行許可**を取得し、法令を守って通行しなければいけません。



タイヤ交換はお早めに

気温も下がり、路面凍結や降雪も間近になりました。
早めのタイヤ交換で冬道の走行に備えましょう!

